

NO.15

「実施システム」の研究成果

- 雇用就労を目的としたジョブコーチについて米国のSEシステムを研究した
- 地域のジョブコーチの基地として、福祉施設やNPOの人材活用が重要である(労働と福祉の連携)
- 米国のSEの委託契約システムは、我が国のシステムよりも詳細で厳密である(実績に対応した収入)
- 費用・財源のシステム構築だけでなく、方法・技術の普及、サービスの質の管理などにも、コストをかける必要がある
- ジョブコーチの役割は、雇用専門家とジョブコーチとの2階層で考えることが適当である

NO.16

「モデルプロセス」の研究成果

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">●各地の就労支援事業の調査●実務担当者からのヒアリング調査●先行実践の分析●情報の整理と検討●モデルプロセス、および各段階で必要とされる方法と技術を示した冊子「ジョブコーチ・ハンドブック(仮称)」の作成 | <p><目次の大項目></p> <ul style="list-style-type: none">●障害のある人のアセスメント●職場のアセスメント●人と仕事を組み合わせる●支援計画の作成●分かりやすく仕事を教える方法●環境や道具などの工夫●職場の人間関係を作る●社会的側面の支援●支援を減らす方法●フォローアップ |
|---|--|

NO.17

「ジョブコーチハンドブック」の申し込み

- 紙に送付先の「氏名」「郵便番号」「住所」と連絡先電話番号を書いて、帰りまでに受け付けに出して下さい。
- お手元に届くのは夏前を目安に考えて下さい。
- 無料配布は、本日の申し込み分に限らせて頂きます。お問い合わせはご遠慮下さるよう、ご協力をお願いします。
- 「ジョブコーチハンドブック」の名称は仮称です。

NO.18

「人材養成」の研究成果

- モデルプログラムの検討
- プログラム、テキスト、教材の作成
- モデルプログラムの実施
- 結果の検証
- 方法と技術の普及が可能な研修パッケージ

NO.19

まとめ

- 我が国の「ジョブコーチ」は、背景となる制度、支援目的などが異なる多様な支援に理念、方法、技術を表すキーワードとして用いられている。
- いわゆる雇用専門家レベルと、狭義のジョブコーチレベルとで、2階層の概念整理が必要である。
- 理念、方法、技術としてのジョブコーチは、障害者の社会参加と就労を促進するための多様な事業に生かすことができる。
- 方法および技術的側面については一定の整理がなされてきており、モデルとしての普及・研修の機会の充実が望まれる。

◆ 米国における援助付き雇用の実施システム

柴田 珠里（仲町台発達障害センター、分担研究者）

仲町台発達障害センターの柴田です。よろしくお願いします。座ったままで失礼させていただきます。前段で小川からおおよその概要の紹介はありましたけれども、日本でサポートド・エンプロイメント、ここではジョブコーチ事業と便宜上書きましたけれども、サポートド・エンプロイメントというと援助技術だったり、サポートド・エンプロイメントの哲学だったり、そちらのほうに注目される話だと思いますが、今日はサポートド・エンプロイメントの背景にある行政の仕組みだったり、制度だったり、ハード面について少し報告ができたらいいなと思っています。

今日はアメリカのジョブコーチ事業、サポートド・エンプロイメントの基礎的な情報をお伝えします。【資料 No.2】サポートド・エンプロイメントとは、法的な根拠だったり、ジョブコーチの支援を受けて、実際にどのくらいの方が働いているのかという基本的な情報をお伝えします。次にサポートド・エンプロイメントを支えるシステムについてお伝えします。連邦とか、州とか、民間の非営利団体をつなぐ行政のシステムであったり、背景にある職業リハビリテーションシステム、また、ジョブコーチ事業を行うお金はどこから來るのかとか、ジョブコーチを雇うお金はどこから來るのかというような財源のシステムについてお伝えします。最後にシステムの運用の工夫を少し見られたらいいかなと思います。前段で話がありましたけれども、ジョブコーチ事業の財源の方法、分配の方法であったり、関係機関とどうやって連携して、人材養成だったり、ハードとソフトをつなぐ工夫をしているのかというところが見られたらいいかなと思います。

まずは基礎的な情報からお伝えします。【資料 No.3】アメリカの連邦法による定義ではどうなっているかというところですけれども、アメリカのジョブコーチ事業、サポートド・エンプロイメントは地域にある民間の非営利団体に州が委託をして、ジョブコーチによる支援を行ってもらうという仕組みになっています。【資料 No.4】民間の非営利団体がジョブコーチの支援をするために、州からお金を貰て、ジョブコーチの支援をするために必要なのは、この四つの要素になります。一つ目は重度の障害がある人を支援の対象者としていること。二つ目、一般的従業員と一緒になる統合された職場環境で支援していること。三つ目は必要な限り支援を継続する。継続的な支援ができるということ。四つ目は最低賃金以上の賃金報酬に基づく就労であるということ。前段で小川も言っておりましたけれども、サポートド・エンプロイメントという法的な根拠に基づくお金を使って、民間の非営利団体が受託を受けてする支援というのは、この四つの要素が含まれていなければいけません。こうしてジョブコーチがついて、就労を続けている利用者さんがどのくらい増えてきたのかというところをお伝えします。【資料 No.5】ジョブコーチ事業、サポートド・エンプロイメント事業が始まったのは、アメリカの場合は 1986 年でした。ちょっと字が小さいですけれども、86 年のスタート当時は数千人、6000 人、7000 人ぐらいの障害のある人がジョブコーチの支援を受けて働いていたそうです。それが 1 年後には 2 倍以上になって、これは 2001 年にクレーゲル博士が来たときの情報ですけれども、2001 年、

30万人近くの方が、その連邦法に基づく財源によるジョブコーチの支援を受けて就労を続ける形になっています。利用者さんの障害の種類はどんなものだったのかということですけれども、ちょっと古い1997年のデータが手元にあります。【資料No.6】やや古いのですけれども、障害別の順位は変わらないです。パーセンテージもそれほど変わっていないのでお見せしています。知的障害の方が61.5%、その次に精神障害の方が26%、機能障害が9.6%と書いてありますけど、こちらには高次脳機能障害であるとか、そういう方も含まれています。最近、支援を受け若干の精神障害の方が働いているパーセンテージが少し増えたという話を聞いています。

システムの話をする前に、アメリカのサポートド・エンプロイメントについて、四つのポイントをお伝えしてからシステムに入りたいと思います。【資料No.7】まずは皆さんのが存知のとおり、ジョブコーチと呼ばれる専門職が障害のある人の職場に付き添って、就労支援を行うという形をとります。ここでいうジョブコーチの多くのほとんどは民間の非営利団体に所属する職員です。実際に州の機関に働いて、州の機関に雇われているジョブコーチはいるのですが、絶対数は民間の非営利団体に所属している方が、自分たちの身近にいる障害のある方をサポートする例が数多くあります。三点目、州のジョブコーチ事業、担当部局が地域にある非営利団体を見渡して、ジョブコーチ事業を委託する形をとります。四つ目です。連邦政府は何をするかというと、連邦政府は州のジョブコーチ事業の一部を州と折半するという形。パーセンテージは州によって違うけれども、連邦政府からのお金を得て、州のジョブコーチ事業は成り立っています。【資料No.8】上のほうに出ている部分ですけど、アメリカのジョブコーチ事業を管轄する省庁というのは教育省になります。日本のジョブコーチ事業だと厚生労働省になりますけれども、アメリカでは少し発想が違っていて、教育省が管轄になっています。この辺を少しアメリカの研究者の人と話をしたことはありますけど、皆さんがおっしゃるのは教育省のスタンスだと支援をして就労につなげるというスタンス。アメリカにも労働省はありますけれども、労働省のスタンスだとできるだけ低コストで、できるだけ早く就労につなげる。だから雇用率を上げる、失業率を下げるというスタンスになるのだそうです。ですから、障害のある人がジョブコーチの支援を受けて、就労に結びつくというのは教育省で管轄するのがアメリカ的にはフィットする考え方だそうです。教育省は州によるジョブコーチ事業は行政のサービスの一つですけれども、その様子を州が監督指導しています。連邦政府からの助成金を、先ほど申し上げたように分配する役割を担っています。ですから州のジョブコーチ事業担当部局というのは定期的に連邦政府のほうに事業計画、どうやって事業をやっているのか、事業報告も含めて定期的に報告をしなければいけません。最後、図の下のほうになりますけれども、州の担当部局というのは地域にある非営利団体を見渡して、できるだけ質の高い支援をする非営利団体を選んで、それを委託先として決めてジョブコーチ事業を実際にします。その辺の委託のシステムについて、もう少し詳しく見てていきたいと思います。【資料No.10】上のほうに州の担当支所と書いていますが、先ほども申し上げた州のジョブコーチ事業担当部局というのは州の中にたくさんあります。人口であったり、障害のある方の数によって、州を地区割りにします。その地区に数カ所の州の担当支所を置いて、その地区にある民間の非営利団体と委託契約を結ぶ形になります。その州の担当支所というのは日本でいうと福祉事務所だったり、ハローワークさんみたいに、とても身近な存在で障害のある方が交通機関を利用したり、歩いて出

向いていけるような場所にあると考えていただければいいかなと思います。ですので、州の担当支所と委託契約先が一緒に協力して行うジョブコーチ事業というのは、本当に地域に根ざした支援になっています。担当支所は地域にある民間団体と委託契約を結ぶのですが、ここにありますように、その契約先としてよく見られるのが、日本でいうと授産施設に当たるような機能をもつ民間の非営利団体だったり、作業所だったり、福祉工場だったり、もともと地域で障害のある人に支援をしていたところに、もうすでにあったところに支援先を選んで、ジョブコーチ事業を行っていきます。【資料 No.11】州の担当支所と委託契約先と、どのくらいの数で地域に住んでいる障害のある人を支えているのかというのを一覧にまとめてみました。便宜上、ヴァージニア州とオクラホマ州の二つと、私が住んでいる神奈川県の様子を挙げてみました。ヴァージニア州は人口が 708 万人、全米で 12 位の州です。人口密度にすると 69 人で、ちょっと広いところにぽつんぽつんと飛び地のように都市があるところですが、そこの州のジョブコーチの担当部局の支所は 43 カ所あります。43 カ所でヴァージニア州全体を見ています。同じようにオ克拉ホマ州ではジョブコーチ事業の担当支所が 50 カ所あります。50 カ所で州全体を見ています。実際に障害にある人に直接支援を行う委託支援先の数ですが、ヴァージニア州だと 35 カ所あります。実際は一つの団体に委託契約を結ぶのですが、大抵は横浜やまびこの里にいろいろな部署があるように、一つの支援先にたくさんの部署があります。実際の委託支援先の拠点としての数ですよね。ここに数値で表れている 35 カ所よりもたくさんの基地がジョブコーチによる支援を行っています。同じことがオ克拉ホマ州にもいえます。67 カ所ですけれども、実際には 67 カ所以上の基地があって、そこが地域に密着した支援を行っています。神奈川県の場合ですが、神奈川県の場合はジョブコーチ事業を管轄する職業センターが 1 カ所あります。委託支援の先は協力機関型の相手先の法人の数ということになりますけれども、機関が連携をして神奈川県全体の障害のある方でジョブコーチ事業を活用されたいと考えている方を支援している形になります。数値が何よりも説得力があるという感じですけれども、やはり地域に根ざした仕組みになっていると思います。州の担当支所には先ほど小川の話に出ていたリハビリテーション・カウンセラーという専門職があります。【資料 No.12】リハビリテーション・カウンセラーは州の公務員ですけれども、専門職として養成を受けて、ほとんどの場合、修士の卒業生ですけど、ジョブコーチの地域就労支援の全体像を見られる、先ほどにも出ていたエンプロイメント・スペシャリスト、雇用専門家としての養成を受けた人です。多くの場合、CRC といわれる資格を持っています。CRC は Certified Rehabilitation Counselor、公認リハビリテーション・カウンセラーという公認資格を持っています。そこが地域にあるたくさんの委託契約先と連携をして障害のある方の支援を行っています。委託支援までの流れを少し書いてみました。【資料 No.13】州の担当支所、リハビリテーション・カウンセラーは支援の実績を重視して、ジョブコーチによる支援の様子をよく見て、実績を重視して事業の委託先を選んでいます。事業受託を非営利団体さんですが、まず書類にて申請をします。そうすると、あとから出てくる話ですが、第三者団体から認可を受けなければなりません。ジョブコーチ支援を受託して開始しても、定期的に第三者団体から監査を受けたり、指導を受けたりして質の高い支援が継続して行えるようにしなければいけません。三つ目ですけれども州のリハビリテーション・カウンセラー、州の担当支所に働いているリハビリテーション・カウンセラーは、先ほど小川が言っ

た雇用専門家として、実務の担当者として、専門性ももちろんですが、質の高い支援をする委託支援先を見つけなければいけない。たくさん分かっていないといけないという地域資源のコーディネーションの部分にも専門性を高く求められています。【資料 No.14】リハビリテーション・カウンセラーと委託支援先のジョブコーチの役割と支援の流れを、障害のある人の立場から少しお話ができればいいかなと思ってこの図を作つてみました。まずジョブコーチ事業を活用して働きたい。ジョブコーチの支援を受けて働きたいという障害のある方が地域にあるジョブコーチがいるような支援団体さん、あるいは先ほどの州の担当支所の窓口に出向きます。地域にある施設に直接いらっしゃった場合は、その職員さんが州の担当支所のほうに紹介してインタークという形をとります。そうすると、カウンセラーさんはするには、その障害のある方のアセスメントだったり、作業評価をして、実際にその方がジョブコーチ事業を使って大丈夫なのか、ジョブコーチ事業を使うのが有効な支援なのかどうかというサービスの査定をします。ジョブコーチ事業が適当だと判断された場合、ジョブコーチ事業にしましようというサービスの決定をします。ジョブコーチ事業を使うという場合、支援計画を作成します。そのときに委託支援先だったり、関係者だったり、本人とご家族に加えて、実際に支援を行う先が呼ばれて支援の計画を作成します。実際にその支援先なんですけれども、ご本人の希望がベースになります。地域から近い自宅から通えるジョブコーチとラポートが取れている、そういう要素も支援先の決定には大きく関係してきています。ですが、実際に職場での支援だったり、日常的な支援のイニシアチブというのは、この図でレモン色になっていますけど、レモン色で囲んである委託支援先がイニシアチブをとって、ジョブコーチによる支援をします。カウンセラーの役割としては点線の矢印です。実際にどういう支援が行われるのか、その支援が適当なのか、質はどうなのか、目標は達成し得るのか。その辺をカウンセラーが監督して指導してケースが流れていきます。リハビリテーション・カウンセラーはケース全体を見渡せるような人材が好みとされています。このような委託支援によってジョブコーチ事業がうまく進むためには、やはりリハビリテーション・カウンセラーのジョブコーチ、委託支援先へのスーパーバイザーとしての機能や能力が非常に大事になってきます。アメリカで最初 6000 人、7000 人だった働いている障害のある人が、今は 2001 年には 30 万人近くになっているというのはジョブコーチによる支援の質や水準の維持をリハビリテーション・カウンセラーがしっかり管理、監督している行政のハードの面だけではなくて、ソフトの面の充実も大きく影響していると思います。

ソフトの面とハードの面をつなぐシステムの応用上の工夫について、残りの時間にお話できればいいと思います。【資料 No.15】二点あります。一つは委託支援費の種類について。もう一つは人材養成だったり、サービスの質の維持に対する配慮についてお話をします。ジョブコーチ事業を受けている民間非営利団体が支援にかかったお金をいただく方式を委託支援費と便宜上呼んでいますが、その委託支援費の種類は大きく分けて二種類がアメリカに存在しています。

【資料 No.16】一つここに挙がっているのは、事業対応支援費と呼ばれるものです。Process-Based Funding といいます。これはジョブコーチが支援に費やした時間や、かかったお金に応じて支援費が支払われるという方法です。いろいろなやり方が州によって様々あるのですけれども、多くの場合は時間決めだったり、1 日単位で支払われたり、週単位で計算されたり、また、月ごとにかかった時間や経費を計算して支援費を支払っています。二点目、州全体

で一律の委託支援費を設定する場合があります。それは神奈川県にある施設がみんな一律同じお約束事で支援費を受け取るという方式になります。あともう一つは委託支援先と折衝、協議、相談をして実際の支払われる支援費の額を決めていく場合があります。表にはそれぞれの場合の全米平均が出ています。時間単価で計算しています。週一律料金の平均は 25.47 ドルです。今日、レートが 1 ドル 117.5 円でしたので、上のほうは 2993 円になると思います。協議による料金の平均は計算すると 3717 円時給でもらえるということになります。時給という言い方は語弊がありますけど、時給計算にするとそういう支払いになるということです。【資料 No.17】一つ例をヴァージニア州を見てみたいと思います。ヴァージニア州の場合はサービス購入システムと呼ばれています。POS システム。ヴァージニア州の場合は、ジョブコーチによる支援をその支援の内容によって四つの単位に分けて、その単位ごとに委託支援先と協議をして、いつまでに支援を行えば、総額いくらもらえるという契約を結びます。その総額のうち全額もらえるというのは、その時間帯全部支援をしたときしかもらえないんですね。時間決めだといふら、例えば、この一番上だと職場でのアセスメントを 3 月 31 日までにできた場合、総額で 1000 ドルあげます。時間ごとに支払っていきます。1 時間ごとに 20 ドル支払っていきます。計算してみると、だいたい 6 日間 8 時間働いて支払われる計算になると思うが、これは障害のある方お一人に対しての値段です。支援の期日を決めて、総額を決めて、かかったお金を分配していくという仕組みになっています。【資料 No.18】急いでやっていますけど、この事業対応支援費にはメリットとデメリットがあって、就労できたかどうか、成果にかかわらず一定の委託支援費が保障されているという点では、民間の非営利団体、受け手のほうとしてはいくらもらえるかという事業費の見積もりが立ちやすいです。失敗しても支援にかかったお金は必ず還元されるわけで、管理者としては年間の事業費の見積もりを立てやすいというメリットがあります。管理、運営上はそうなのですが、今度障害のある人に対してのデメリットという部分で、黄色の部分が出ています。必要ないのに支援の総量が増える傾向にある。たくさんもらえるのだったら、ずっとついていたらいいのではないかというような発想になりかねないということです。自治体としてはコストがかかるわりには就労に結びつくとは限らないので、コストのわりには実績に反映されない。あと、このジョブコーチとして委託支援先として困るなというのは、支援費の請求に支援にこれだけ時間がかかりましたよというのをタイムカードだったり、支援記録だったり、いろいろな手続きを使って、州に申請を出さなければいけないです。それがとても多くて煩雑であるということです。支援以外の事務手続きが非常に増えてしまうというデメリットがあります。【資料 No.19】こういったデメリットを踏まえて、最近アメリカで注目されている方法が二つ目の方法です。実績対応支援費と呼ばれています。Result-Based Funding というのが本当の名前ですが、支援の成果に基づいて支援費を支払いましょう。実際に実績が上げられたらお金を支払いますという方法です。これはだいたい支援目標をいくつか決めます。支援にかかった時間に関係なく、支援目標が達成された場合だけ支援費を払いましょうというお約束になっています。今はオクラホマ州、テネシー州、ロードアイランド州などで採用されています。実はオーストラリア州でも採用されたという話を聞いています。先ほど、事業対応支援費のデメリットで出てきたように、そういうデメリットを踏まえて事業対応支援費から実績対応支援費に移行を図る州が出てきています。また、実情に合わせて両方の折衷型

をとる州も出てきています。一つ実績対応支援費でオクラホマ州の例をとってみたいと思います。【資料 No.20】オ克拉ホマ州はマイルストーンシステムというのをつくっています。便宜上、到達点と訳してみましたけれど、ジョブコーチの支援内容に応じて発達障害の場合は六つのマイルストーン、目標点が設定されています。この 6までいったら、これだけもらえますよという支援費の総額を委託支援先と決めてあります。そして、1が達成されたら、総額のうちの一部が支給されます。それで 2に進みます。2が達成されたら、また総額のうちの一部を支払われます。そのように続けて 6まで、6というのは就労の安定ということなのですけれども、そこが達成されたら契約に基づいて、支援費を総額支払いますよという約束になっています。オ克拉ホマ州のこのシステムの特徴はハードだけではなく、実績に応じて支援費をもらうという制度は、ジョブコーチにとっても、かなりしんどいですし、委託支援先にとっても財源上苦しい部分がありますので、オ克拉ホマ州と連携して、ジョブコーチ養成研修が無償で受けられる仕組みになっているというのがシステムの中に入っています。だから、この委託支援システムにのっとってジョブコーチ事業をするところは、ジョブコーチ養成研修を受ける仕組みになっています。到達点の内容と支給の割合を書いてみました。【資料 No.21】これは発達障害の方の場合です。アセスメントと計画作成、職場の決定、ジョブコーチによる支援の流れに沿って到達点が決定されています。よくある例が障害のある方お一人に対して、総額 6000 ドルを支払いますよ。そのうちの 1番が達成されたら 10%ですので、600 ドル、2番が達成されたら 900 ドルというふうに計算をしていくて、最後に支援を終了になる。就労が安定して継続されて、だいたい 18 カ月ぐらいですけれども、そのころに残りの 25%全額、1200 ドルになりますけど、払いますよという仕組みになっています。これは例ですので、どの支援先も 6000 ドルもらえるという形ではないです。実際に重度の障害のある方を支援しているというふうに実績を認められた場合は、日本でいう重度加算みたいに、若干総額が多かったり、パーセンテージが多く設定されていたり、例えば 3 番の 4 週間の就労継続の部分が少しパーセンテージが多く設定されていたり、それは支援先によって契約内容が異なっているみたいです。実績対応支援費のメリット、デメリットです。【資料 No.22】まず一番のメリットは障害のある方本人にとって、とても良い事業展開が見込めるということです。就労できたらお金がもらえるという形になっているので、障害のある方の支援目標と、こちらの支援者側の支援目標が一致するということになります。また、州だったり、行政当局から見てのメリットですが、実績に見合った財源の分配ができる対費用効果が高いという面でメリットがあります。実際にマイルストーンシステムは 97 年の全米行政サービス優秀賞を取っています。ですので、オーストラリアとか、他国が結構注目をしていて、採用するところが出てきているのだと思います。デメリットなんですかけれども、ジョブコーチに質の高い援助技術が要求される。ジョブコーチが支援できなければ、委託支援先に支援費が全然入らないわけで、ジョブコーチの腕にかなりかかるべきです。ですから、どうなってしまうかというと、実績のないところは目標達成がしやすいような方、あと支援をしやすいような方、障害がやや軽めの方を選ぶ可能性があります。事業対応支援費もそうですし、実績対応支援費もそうですし、やはり課題があります。それを踏まえてどうするかというシステムの運用の部分になってくるのですが、今まで見てきた課題、デメリットの部分ですね。委託支援システムの課題。一番は障害のある方のニーズ以上に支援の時間や総量がかかる可能性があ

る。これは事業対応支援費のデメリットだったと思います。二番目、支援のしやすい人に偏つて支援する可能性がある。これは実績対応支援費に見られやすいデメリットだと思います。これをどうやってクリアするかというと、やはりアメリカのほうは行政システム以外のシステムが充実していますし、システム同士を結ぶソフト面が充実しています。【資料 No.23】一番目、重度の障害のある人を支援するのだという連邦法に基づく定義と理念に立ち返るために、関係団体がソフト面をバックアップしています。関係団体はこの次のスライドでお見せします。二番目、質の高い援助技術をもつジョブコーチを養成する関係団体があるというソフト面のバックアップになってきます。主なサポートド・エンプロイメント事業をバックアップしてくれる関連団体を報告します。【資料 No.24】一つ目は APSE と呼ばれているサポートド・エンプロイメント協会、Association for Persons in Supported Employment という協会なのですが、これは当事者、ご家族の他にジョブコーチやリハビリテーション・カウンセラー関連職の人たちが入っています。学術団体的な要素もあるので、学会みたいに大会があつたり、この協会が主催のジョブコーチセミナーだったり、養成講座があります。州に支部を持っているので、例えば APSE のオクラホマ支部が主催のジョブコーチセミナーだったり、そういう面でジョブコーチシステムがうまく機能するように APSE もバックアップします。これは第三者機関ですね。また、これは有名なところですけれども、リハビリテーション研究研修センターがバージニア・コモンウェルス大学というところにあります。ここは連邦からの助成金を受けて、ジョブコーチ事業の実態だったり、人材養成だったり、ジョブコーチ事業に関する研究を一手に請け負つてやっているところです。ここが主催するジョブコーチ養成だったり、あるいは先ほどから出ているリハビリテーション・カウンセラーという雇用専門家の立場になるところの養成だったり、そこを受け持っています。リハビリテーション研究研修センターは実践の検証もやっていますので、興味のある方はホームページを見ていただければと思います。質の高い実践をどうやってチェックするかですけれども、CARF というリハビリテーション認定協会という第三者機関の役割が大きくなっています。【資料 No.25】この部分に関して少しご紹介します。CARF の役割、CARF 以外にも似たよう GOODWILL とか、そういうような第三者機関があるのですけれども、ジョブコーチ事業で一番有名になってくるのは CARF という団体なのでご紹介しています。まず、ジョブコーチ事業を受託する非営利団体に対して、サービスの質の管理を行うのがこの団体の主な仕事です。ですから、ジョブコーチ事業を受けたいと思っている非営利団体は事業を受託するために CARF に監査に来てもらって認可を求めます。その認定書みたいなものを申請のときに州に出します。それで受託をしたあとも、その CARF の定期的な監査や指導を受けます。これは日本の施設みたいな監査ではなくて、実際に現場チックな人が来て、どういうジョブコーチの支援をやっているのか、困ったことはないのかというようなやり取りから、実際の監査チックなやり取りもあつたり、CARF が主催のセミナーもあって、あらゆる面で質の向上であつたり、ジョブコーチの質の水準の高い維持に努めています。

時間がきてしまったので、まとめたいと思います。【資料 No.26】このようにアメリカでのジョブコーチ事業というのは、そのジョブコーチによる支援の部分を実際に地域にある民間の非営利団体に州のリハビリテーション機関が事業委託して行っています。州のリハビリテーション機関、州のジョブコーチ事業を担当する部署というのは州の中にいくつもあって、それが地

域ごとにあって、できるだけ地域にある非営利団体をジョブコーチの拠点として、できるだけ地域に根ざした就労支援が可能になるように心がけています。今まで見ていただいたように、質の高い支援に対して支援費が支払われるような、ちょっと厳しいシステムになっています。最初は事業対応支援費というシステムで、ジョブコーチがかけた労力だったり、時間だったり、お金に対してほとんどの場合は還元されていたのですけれども、最近では障害のある方本位に就労という目的を達成した場合に対して支援費が支払われるシステムになっています。実績対応システムへの移行が図られています。最後に行政システムを見ていただきましたけれども、それだけでは、やはり 2001 年 30 万人近くの障害のある方が働く部分について行政システム以外の部分で第三者団体であったり、関連団体がうまく機能しながら、お互いに協力しながら支えているのが、アメリカのジョブコーチ事業だといえると思います。ちょっと時間が超過しましたが、これで私の発表を終わらせていただきます。

米国における ジョブコーチ事業のシステム

仲町台発達障害センター
柴田 珠里

NO.1

今日のトピックス

- 米国のジョブコーチ事業の基礎情報
- ジョブコーチ事業を支えるシステム
- ジョブコーチ事業による支援の流れ

NO.2

米国のジョブコーチ事業の 基礎情報

Supported employment
サポートド・エンプロイメント

NO.3

連邦法による定義

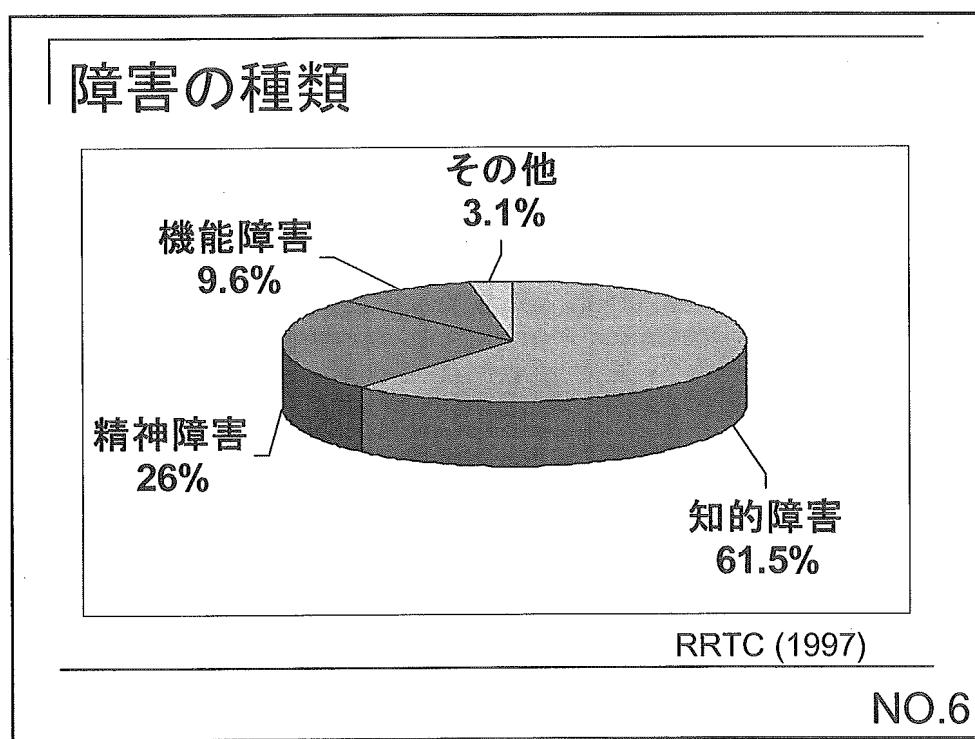
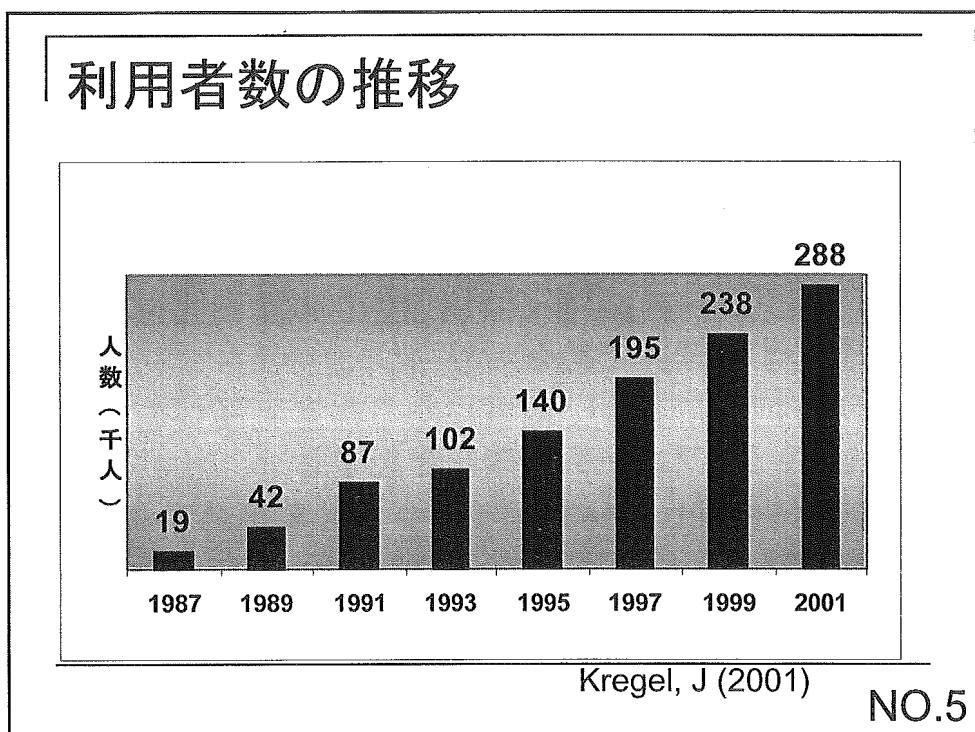
■ 事業受託のために必要な4つの要素

- ①重度の障害がある人を支援の対象者とする
- ②一般の従業員と一緒になる統合された職場環境で支援する
- ③必要な限り支援を継続する
- ④最低賃金以上の賃金報酬に基づく就労である

NO.4

(1986年リハビリテーション改正法)

資料(柴田 珠里)

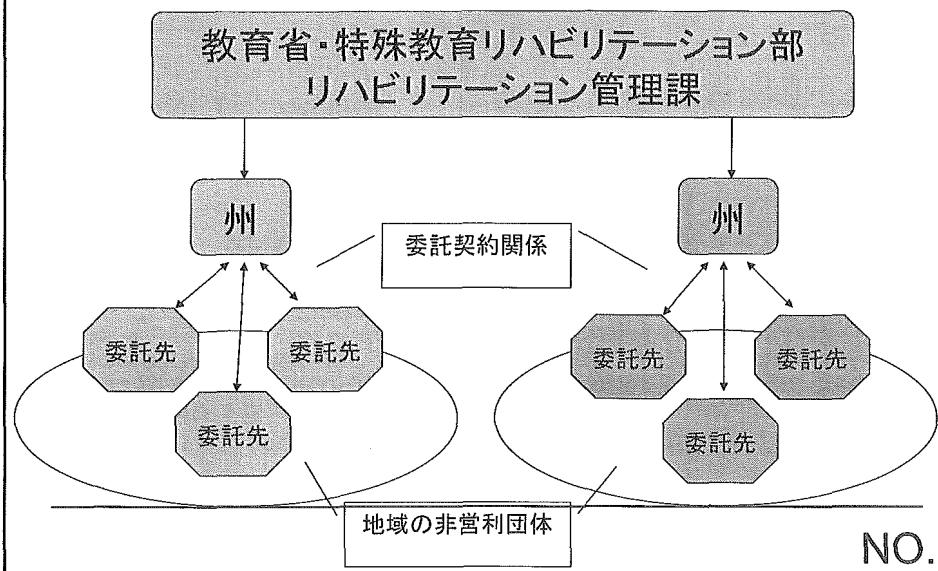


「米国のジョブコーチ事業

- 「ジョブコーチ」と呼ばれる専門職が、障害のある人の職場に付き添って、就労支援を行う
- 「ジョブコーチ」の多くは、民間の非営利団体に所属する職員である
- 州の担当部局が、地域にある非営利団体を選んで、ジョブコーチ事業を委託する
- 連邦政府は、州のジョブコーチ事業費の一部を助成する

NO.7

「ジョブコーチ事業・行政システム



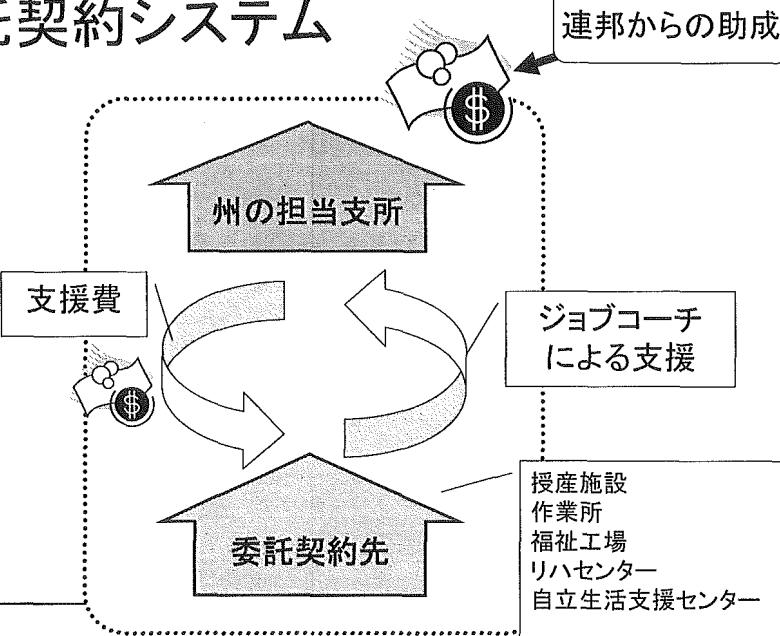
NO.8

ジョブコーチ事業を支える システム

- ・行政システム
- ・財源システム
- ・支援の流れ

NO.9

委託契約システム



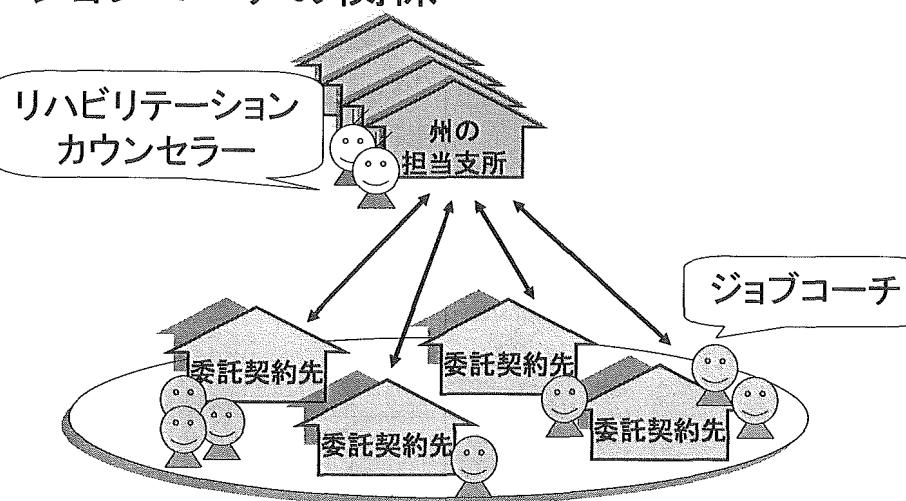
NO.10

支援機関の数

NO.11

	ヴァージニア州	オ克拉ホマ州	神奈川
人口密度 (Km ²)	69人	19人	3,515人
州の担当 支所数	43	50	1
委託支援 先の数	35	67	5

リハビリテーションカウンセラーと ジョブコーチの関係



NO.12

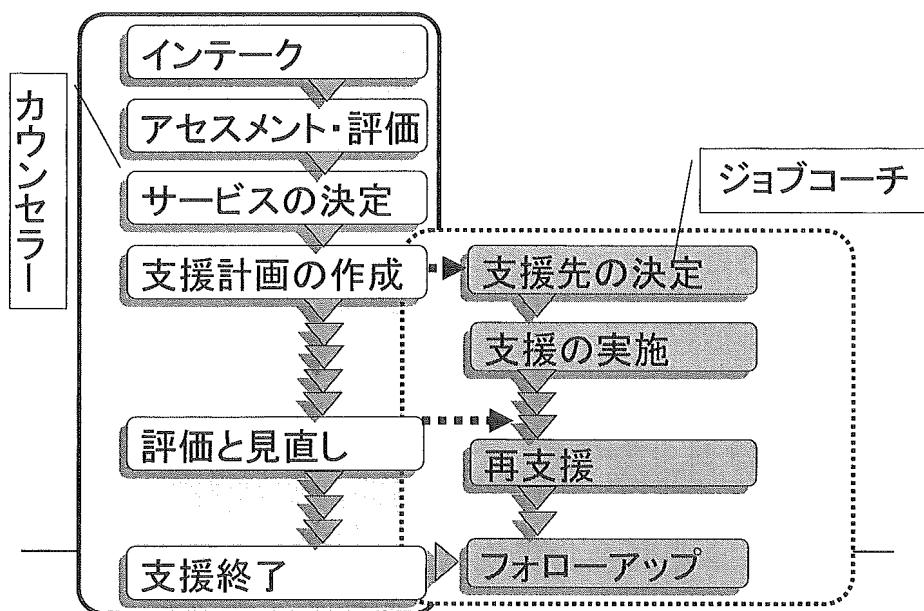
委託支援までの流れ

- 州の担当支所は、支援の実績を重視して事業委託先を選ぶ
- 事業受託を希望する非営利団体の動き
 - ①申請する
 - ②第三者団体から認可を受ける
 - ③受託後も、定期的に監査や指導を受ける
- 州のリハビリテーションカウンセラーは、質の高い支援をする委託先をできるだけたくさん見つけなければならない

NO.13

支援の流れと役割範囲

NO.14



システムの運用上の工夫

- ・委託支援費の種類
- ・人材やサービスの質への配慮

NO.15

事業対応支援費 (Process-Based NO.16 Funding)

- 支援にかかった時間や経費に応じて、支援費が支払われる
 - 時間単位、一日単位、週単位、月単位
- 一律の委託支援費を設定する場合と、委託支援先との協議により設定する場合がある

州一律料金の平均	\$25.47/時間
協議による料金の平均	\$31.63/時間